

○● 研修会特集 基礎講座 ●○

## 著作権と病院図書室

飯田 育子

### I. はじめに

病院図書室では図書室サービスにより利用者に役立つ情報を提供しているが、著作権をあまり意識しないでサービスを行っている担当者もいるように思われる。しかし、病院図書室の活動と著作権には密接な関連があるため、担当者は著作権についてよく理解して情報提供を行わなければならない。本稿では、著作権と図書館サービス、病院図書室との関連について述べる。

### II. 著作権とは

#### 1. 著作権法<sup>1)</sup>

著作権は著作権法という法律で保護され、著作権に関わる問題は文化庁が対応している。1970年（昭和45年）に制定された現行著作権法の第1条には「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と書かれている。

つまり、「公正な利用に留意しつつ」、「文化の発展に寄与することを目的」としながらも、現状は著作権者の権利保護が第一義的となり、著作物の公正な利用は二義的な扱いとなっている。

---

IIDA Ikuko

浜松赤十字病院 図書室

majuaug@orange.ne.jp

#### 2. 著作者の権利

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」、また著作者とは、「著作物を創作する者」と定められており、原則的に、著作者が著作権者となる。著作権は財産的な扱いができる、譲渡や相続ができる。複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、頒布権、貸与権などの権利があり、公表された著作物を他の人が利用する際には、著作権者の許諾を得る必要がある。

#### 3. 著作権の制限

以下に列挙する場合には、著作権の制限規定を設け、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用することができる。

##### 著作権の制限が行われる例（抜粋）

###### (1) 私的使用のための複製（第30条）

著作物は、個人的に又は家庭内で使用するときは複製できる。コンビニの複写機などで複製できる（附則第5条の2）ほか、インターネットからのダウンロードやスキャナでの取り込み也可能である。

###### (2) 図書館等における複製（第31条）

政令で認められた図書館等に限り、一定の条件の下で、利用者の求めに応じた複製、保存のための複製や入手困難な資料を複製しての提供ができる。

###### (3) 引用（第32条）

引用とは、自分の著作物の中に他人の著作物を利用することをいい、他人の著作物を引用する必然性があることや、出所の明示などの条件

を満たせば、許諾なしに引用できる。

#### (4) 営利を目的としない上演等（第38条）

非営利で、無料、無報酬の場合、公表された著作物を、著作権者の許諾を受けず、上演、演奏、上映、口述、貸与（映画の著作物の複製物を除く）等を行ってもよい。

第38条により、対面朗読や小児病棟などで読み聞かせ、映画の著作物の複製物以外の貸出、ボランティアによる院内コンサート、レコードやCDを使った院内コンサート、ロビーなどで市販のCDをBGMとして流すこと、上映禁止になっている映画の著作物以外の視聴覚資料（ビデオやDVD等）の上映や、個人ブースでの鑑賞などを行うことができる<sup>3)</sup>。

### III. 図書館サービスと著作権

図書館で扱う資料のほとんどが著作物であるため、サービスをする際に著作権を遵守しなければならない。

#### 1. 閲覧

紙媒体の雑誌や単行本では、閲覧することが著作権法の権利の対象になっていないので自由に行うことができる。電子媒体（CD-ROM、DVD、ビデオ等）は、情報を得るにはモニタ一に映すので、上映権（第22条の2）が働くが、非営利・無料での閲覧は、第38条の上映権の制限（権利の制限）で自由に利用できるとされる。しかし、上映禁止の著作物には注意が必要である。

#### 2. 貸出し

著作物には貸与権（第26条）があるが<sup>3)</sup>、書籍又は雑誌、音楽CDの場合、非営利・無料であれば第38条により権利者の許諾なしに貸出しできる。電子媒体に関しては、第38条により、映画の著作物の複製物以外は貸出しできるが、著作権以外にも購入時や導入時に交わす契約に縛られることが多いので、注意を要する。

#### 3. レファレンス

事実そのもの（日本の人口、山の高さなど）のレファレンス回答には、著作権が及ばないも

のと考えられる。回答文書に複写文献を添付するなど著作物を利用して回答できるのは、「引用」（第32条）の要件を満たしたり、法令、通達、判決文等などを利用したり、著作者の死後50年が経過して（映画は公表後70年）著作権の保護期間が消滅している場合などに限られる<sup>4)</sup>。

#### 4. 相互貸借

文献複写等の相互貸借に関しては、著作権法上での規定はない。しかし複写行為で複製権（第21条）、文献送付で公衆送信権等（第23条）がかかるので注意が必要である。

#### 5. 図書館でのインターネットの利用

著作権を持つ情報を図書館がインターネットで提供する場合は、その情報をホームページ等に掲載した時点で、複製権（第21条）、公衆送信権等（第23条）が働くため、事前に著作者の許諾が必要である。ハイパーリンクは著作権と関係ないとされている<sup>5)</sup>。

#### 6. 複写

複製権（第21条）が働くが、第31条（図書館等の複製）の規定では、政令で定める図書館等が、一定の条件の下で、著作権者の許諾を得ることなく資料を複製することを認めている。

##### 図書館等で、複写が認められる条件

(1) 利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために複写する。従って、娯楽用や業務用の複写や、あらかじめ利用者の要求を予測して複写しておき、要求があり次第提供するような場合は、著作権者の許諾が必要である。

(2) 図書館で所蔵している資料を使う。従つて、利用者が持ち込んだ資料は第31条の適用対象とはならない。

(3) 一人に一部だけを提供する。

(4) 公表された著作物の一部分である。

第31条では、発行後相当期間を経過した定期刊行物の個々の著作、また保存を目的とする場合や、入手が困難な著作物では複写範囲の限定はない。定期刊行物の場合、最新号の論文は複写できない。バックナンバー（「発行後相当期間を経過した定期刊行物」＝次号が既刊とな

ったもの、または発行後 3か月を経たものとの解釈が一般的)では 1論文全部が複写できる。コンテンツシートサービスは、一般的には著作権者の許可が不要とされている。単行本では著作物の半分以下となる。目次や奥付は全部複写できる。複写の対象は、紙媒体のものに限らず、電子媒体のものも対象となるが、映画の著作物とみられる資料が含まれる場合、頒布権(第 26 条)により、利用者に手渡す際に著作権者の許諾が必要となる。

電子ジャーナルは買い取り契約でない限り、図書館の所蔵資料に該当しない。購読料金に著作権使用料(プリントアウトやダウンロードの可否)が含まれて、出版社との契約が成立している。契約の内容次第で、最新号の論文も 1論文すべてを複写することが可能である。ファックスで複写物を利用者に送信する際には、公衆送信権等(第 23 条)が働く。公衆送信権等には権利の制限規定がないため、自由利用できる著作物(法令、通達、判決文や、保護期間が消滅したものなど)以外では著作権者の許諾が必要になる。

#### IV. 病院図書室と著作権

##### 1. 図書館資料の複製が認められる図書館等

著作権法施行令第 1 条の 3 に、第 31 条が適用される図書館等として、国立国会図書館のほか、司書が置かれている以下の図書館が挙げられている<sup>⑥)</sup>。

(1) 図書館法第 2 条 1 項の図書館(公共図書館など)

(2) 学校教育法第 1 条の大学又は高等専門学校に設置された図書館

(3) 大学校の附属図書館

(4) 個々の施設の設置が法令により定められている博物館、美術館、資料館に設置された図書室や地方議会図書室で、一般公開されているもの

(5) 研究所・試験所等の図書室で一般に公開されているもの(省庁や地方公共団体の附属研

究所、農業試験場、工業試験場等)

- (6) 公益法人が設置する施設で、(4) 及び(5) の施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

病院図書室は 6 号で、国立東京第二病院図書室(現国立病院東京医療センター)と国立療養所東京病院図書室の 2 つが、複製ができる図書館等として 1971 年(昭和 46 年)に文化庁長官により指定されている。これ以外の病院図書室は、政令で定める図書館等に入らないので、第 31 条による複製はできないと解釈されている。

2004 年(平成 16 年)9 月、「近畿病院図書室協議会」と「医療系図書館員学びネット」が、文化庁著作権課に図書館指定の要件について照会したところ、同著作権課から、表 1 の事項が示された。

表 1 図書館指定の考慮事項

図書館指定の考慮事項(昭和 46 年 2 月 1 日)

1. 蔵書等から判断して、公益性の高い業務を行っていること。
2. 全国的規模又はこれに準ずる規模で業務を行っていること。
3. ある特定の分野における中心的機能を果たしていること。

上記を具体化すると次のようになる。

- ア. 独立した施設であること。
- イ. 一般に開放されていること。
- ウ. 専門書のセンター的役割を果たしていること。
- エ. 一定の部数の蔵書があること。
- オ. 一定程度の利用者があること。
- カ. 複写機器が施設内にあり、自己の管理下にあること。
- キ. 司書又はこれに相当する職員がいること

##### 2. 著作権法に従って病院図書室でサービスする場合

閲覧、貸出し、レンタルについては、前述の第 31 条が認められる図書館と同じようにサービスができる。

複写の場合、第 31 条で認められていないため、所蔵資料の著作権者から許諾を得なければならぬ。利用者に複写対象資料を貸出し、図書室以外のコピー機で自主的に複写してもらうという形をとることは可能である。

### 3. 病院図書室と医学文献の複写

病院図書室で扱っている情報は、臨床、教育、研究に必要な医学情報が中心である。そして、患者さんの生命に関わることなので、迅速な情報提供が求められる。新しい情報は雑誌に掲載されることが多いため、利用者は文献複写により情報を入手することが多い。電子ジャーナルで利用できる国外雑誌が増えてきたとはいえ、国内雑誌の文献入手は圧倒的に複写に頼っている。また、小さな病院図書室では、利用者が必要とする雑誌を全て購読することは不可能なので、相互貸借のネットワークにより複写で文献を収集している。最近、院内スタッフだけでなく病診連携による地域開業医も、病院図書室の利用者に含まれるようになってきた。さらに、患者さんの医学情報入手に対する要望が高まっているため、期待に応え医学情報を提供する病院図書室が増えている。利用者の拡大と共に、複写による医学情報の提供も増加している。以上のように、複写は病院図書室にとって欠かせないサービスであり<sup>7)</sup>、医療の最前線に置かれている病院図書室で、所蔵資料の複写を自由にできないことは、患者さんにとって障害となり、医療の質を下げることに繋がる。

### V. おわりに

複写におけるセルフコピー機の扱い、相互貸借でのファックスやインターネットによる文献送付、著作権処理での著作権集中管理、図書館で単行本を貸出す際に補償金を課す公貸権、学術情報の有用な流通を目指すオープンアクセスなど、図書館サービスと著作権を巡ってさまざまな問題や動きがある<sup>8,9)</sup>。病院図書室担当者は、これらの動きに注意を払うとともに、よりよい医学情報の流通（入手と提供）についても

考えていかなければならないと思う。また、病院図書室関連団体が協力して、病院図書室が社会に果たしている役割を認知してもらい、文献複写が認められる図書館になれるように働きかけていくことも大切なことであると思う<sup>10)</sup>。

（本稿は、平成 16 年 8 月 6 日に開催された第 11 回日赤図書室協議会研修会で発表したものに、加筆、修正したものである。）

### 参考文献

- 1) 著作権法.[引用 2004.9.24]  
<http://www.houko.com/00/01/S45/048.HTM>
- 2) 黒澤節男：図書館と著作権. 医学図書館 2003 ; 50 (4) : 325-330.
- 3) 谷澤滋生：病院図書館に関わる著作権. 日本病院会雑誌 2001 ; 48 (5) : 705-714.
- 4) 南 亮一：病院図書館と著作権. 第 2 回医療系図書館員学びネット勉強会配付資料 2003.
- 5) 安藤 勝：著作権を考える—図書館との関連を中心として. 福島県医療機関図書室協議会会報 きびたき 2003 ; 13 : 3-12.
- 6) 日本国書館協会著作権委員会編. 施設としての「図書館等」の要件. 図書館サービスと著作権. 改訂版. 東京：日本図書館協会;2003. p.85-88.
- 7) 山室真知子：病院図書室における医学情報サービスと著作権. 病院図書館 2000 ; 20(4) : 152-155.
- 8) 松村多美子：図書館サービスと著作権について. 日本病院会雑誌 2004 ; 51 (3) : 423-427.
- 9) 松下 茂：著作権の現状と将来—病院図書館との関わり. 病院図書館 2002 ; 22 (3) : 128-136.
- 10) 小田中徹也：近畿病院図書室協議会の著作権への取り組み—その経過と展望. 病院図書館 2002 ; 22(4) : 161-163.